

1 制度案内

(1) 対象者

① 令和9年度クラス年齢について

保育所等のクラスについては、下記の表のとおりです。年度の途中で誕生日を迎えても、クラス年齢は変わりません。

クラス	生年月日
0歳児	令和8年4月2日～ ※
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日

※0歳児クラスは施設によって受入月齢が異なるため、必ず事前に確認をお願いします。(36～39ページ『②保育所等施設一覧』参照)

② 保育の必要性の認定

保育所等の利用申込をされる場合、児童の年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定区分は以下のとおりです。

【保育の必要性の認定区分】

認定区分	対象	対象施設等
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由（以下『認定要件』）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育所、認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満で、「認定要件」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業※、事業所内保育事業※

※満3歳（2号認定）で2歳児クラスに該当する方も利用可能

③ 保育所等を利用する要件と保育必要量

保育所等は、保護者が次のページの認定要件に該当する場合に、保護者に代わって児童を保育する施設です。「教育のため」や「集団生活を経験させたい」、「下の子の育児に専念したい」などの理由だけでは利用できません。

また、認定要件ごとに、保育所等を利用できる期間（認定期間）が決まっています。

保育の必要性が認定された場合であっても、利用希望の保育所等に定員を上回る申込があった際には、利用調整の結果によりご案内できないことがありますので、ご了承ください。

【認定要件】

要件	要件の補足説明	認定期間
【就労】 就労をしている・就労が内定している	1月あたり実働64時間以上就労している（就労形態は問わない）。	仕事をしている期間
【妊娠・出産】 出産予定又は出産して間もない		出産（予定）日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日が属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
【疾病・障がい】 病気やけがをしている、又は心身に障がいがある		医師等による証明期間に基づく期間
【介護・看護】 病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護・看護している	療育園等への親子通園の場合、週4日かつ1日4時間以上保護者の同行が必要な場合は認定可能（週3日で6時間、週5日で3時間などの場合は非該当）。	介護・看護に必要な期間
【求職活動】 求職活動をしている（起業準備を含む）	利用開始後、右記期間中に1月あたり実働64時間以上の就労の開始が確認されないと退所となる。	認定開始日から起算して90日間を経過する日が属する月の末日まで
【就学】 通学している・通学が内定している	週4日かつ1日4時間以上就学している。ただし、以下のいずれかに該当すること。 ・学校教育法第1条に規定する学校等に在学している。 ・職業能力開発促進法第15条の7第3項もしくは、同法第27条の第1項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けている。	在学している期間
【その他】 その他（災害復旧・高齢等）	高齢とは、保護者が65歳以上で、保育が困難な場合。	必要な期間

※上記のほか、保護者の出産や入院時等に利用できる緊急保育があります。詳しくは25ページ『よくある質問Q15』を確認してください。

認定要件に対する保育必要量は以下の表のとおりに区分されます。利用申込フォーム上にて保育必要量についてご入力いただくため、申込の前にあらかじめご確認ください。

認定要件	保育必要量の区分
就労（月120時間（休憩を含む）以上）	保育標準時間※1
就労（月120時間（休憩を含む）未満）	保育短時間※2
妊娠・出産	保育標準時間※1
疾病・障がい	
介護・看護	
その他（災害復旧・高齢等）	
就学（月120時間（休憩を含む）以上）	保育標準時間※1
就学（月120時間（休憩を含む）未満）	保育短時間※2
求職活動	保育短時間
育児休業※3	保育短時間

- ※1 申請者の希望により、「保育短時間」として認定を受けることもできます。
- ※2 保育を必要とする時間が月120時間未満の場合でも、「保育標準時間」の認定が受けられる場合があります。
- ※3 在園児の保護者が、下のお子さまを出産され、保育所等が認めた場合のみ認定します。育児休業から復職するために申込する場合の認定要件は「就労」となります。

【認定要件・保育必要量】

保育必要量は以下のとおりです。基本保育時間の時間帯、延長保育料は施設により異なります。実際の預かり時間は基本保育時間内で利用施設と調整してください。

保育標準時間	最大11時間
--------	--------

保育短時間	最大8時間
-------	-------

<例：公立保育所の標準時間認定の場合>

7:00	7:30		18:30	19:00
延長保育	基本保育時間（最大11時間）			延長保育

<例：公立保育所の短時間認定の場合>

7:00	7:30	9:00		17:00	18:30	19:00
延長保育	延長保育	基本保育時間（最大8時間）		延長保育	延長保育	